

国海安第 116 号 2  
平成 16 年 12 月 13 日

(社)日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長  
石田 育男

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急手引書  
船舶検査心得の一部改正について

標記については、2003年7月に開催されたIMOの第49回海洋環境保護委員会(MEPC 49)において採択された油水分離装置等並びにバラスト水の油排出監視制御装置の改正されたガイドライン及び仕様書(決議 MEPC. 107(49)及び決議 MEPC. 108(49)を担保するための海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等に関する技術上の基準を定める省令(以下「技術基準省令」という。)の改正に伴い、国海安第 97 号(平成 16 年 11 月 11 日)にてその一部改正を行ったところです。

今般、前述の決議 MEPC. 107(49)の適用関係を変更する解釈が MEPC/Circ. 420(2004 年 11 月 2 日)として回章されたことにより、当初の決議に対応していた技術基準省令の附則(経過措置)による適用関係が、回章の解釈によるものと異なることとなったことに伴い、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書検査心得の一部を別添のとおり改正し、平成 17 年 1 月 1 日より適用することといたしましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい願います。

改 正 案	現 行
<p>附 2.0 (削除)</p> <p>附 2.1(a) 次に掲げる、改正前の規則第 5 条に適合する油水分離装置又は改正前の規則第 7 条に適合するビルジ濃度監視装置(以下「旧装置」という。)については、本項の「この省令の施行の日前に設置された」装置とみなして差し支えない。</p> <p>(1) 平成 16 年 12 月 31 日以前に建造されまたは建造に着手された船舶に、交換のために平成 16 年 12 月 31 日以前に発注され、平成 17 年 1 月 1 日以後に設置される旧装置</p> <p>(2) 平成 16 年 12 月 31 日以前に建造され又は建造に着手された船舶に、初めて設置される旧装置</p> <p>(b) 上記(a)(1)の「発注され」とは、製造者により当該装置の発注が受け付けられたことをいう。なお、交換のための当該装置が平成 16 年 12 月 31 日以前に発注された場合にあっては、これを証する書類として、少なくとも当該装置の名称、型式、数量、製造番号及び発注を受け付けた日を英文併記したもの(受注確認書等)を船内に備え置させること。</p>	<p>附 2.0 「この省令の施行の日前に建造され、または建造に着手された」とは、<u>2005 年 1 月 1 日までにキールを据え付けられたことをいう。</u></p> <p>附 2.1(a) 「この省令の施行の日前に建造され、または建造に着手された船舶にこの省令の施行の日前に設置された油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置」とは、平成 16 年 12 月 31 日までに改正前の規則第 5 条に適合する油水分離装置又は改正前の規則第 7 条に適合するビルジ濃度監視装置を船舶に設置したもの及び当該装置を交換するために納入業者に発注し、当該納入業者が受け付けたものをいう。納入業者が平成 16 年 12 月 31 日までに発注を受け付けた場合にあっては、当該装置が平成 17 年 1 月 1 日以後に船舶に設置されたものであっても、改正前の規則第 5 条または第 7 条に適合するものとして取り扱うこと。また、平成 16 年 12 月 31 日までに当該装置の納入業者が受注したことを証する書類として、少なくとも発注者の題名、装置名及び納入業者が受注した日を英文併記した発注書を船内に備え置させること。なお、IOPP 証書の追補 2.4 承認基準については、MEPC60(33)に適合した装置として記載すること。</p> <p>(b) 平成 16 年 12 月 31 日までに新規則第 5 条に適合した油水分離装置又は新規則第 7 条に適合したビルジ用濃度監視装置を設置した場合は、当該装置を改正前の規則に適合したものとして扱うこと。なお、IOPP 証書の追補 2.4 承認基準については、MEPC60(33)に適合した装置として記載すること。</p>